

各位

株式会社みずほ銀行

**変額個人年金保険『たのしみライフ』の取扱開始について**

株式会社みずほ銀行(頭取:杉山 清次)は、2008年12月24日(水)より、全国の本支店で、変額個人年金保険新商品『たのしみライフ』(正式名称:新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、引受保険会社:住友生命保険相互会社)の取り扱いを開始いたします。

**『たのしみライフ』は、お客さまのライフプランに応じて据置(運用)期間が5年・7年・10年から選択でき、据置(運用)期間満了時には、年金原資として一時払保険料相当額の100%が最低保証される仕組みの変額個人年金保険商品です。**

当行では、万が一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。今回取り扱いを開始する変額個人年金保険『たのしみライフ』は、「極力短い期間で年金の受取を開始したいが、一時払保険料の最低保証は欲しい」、「年金受取時には一括受取の選択肢も用意したいが、一括受取金額にも最低保証が欲しい」といったお客さまのニーズにお応えすることができる商品です。

『たのしみライフ』の主な特徴は以下のとおりです。  
(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います)

**主な特徴****一時払保険料の100%最低保証**

運用実績にかかわらず、据置(運用)期間満了時の年金原資について、据置(運用)期間最短5年で一時払保険料の100%が最低保証(年金または一括での受取共に保証)されます。

**契約時初期費用なし**

契約時に初期費用がかかりませんので、払い込みいただいた保険料は、特別勘定(ファンド)に全額投入されます。このため、効率的な運用が期待できます。

ただし、据置(運用)期間中・年金受取期間中は、所定の費用がかかります。また、解約する場合には、契約時からの経過年数に応じて、所定の解約控除がかかります。

**年金原資ボーナス機能**

据置(運用)期間10年については、据置(運用)期間満了時に積立金額が基準金額を上回った場合、基準金額超過分(積立金額 - 基準金額)の20%が年金原資ボーナスとして積立金額に加算されます。

**万が一の際への備え**

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった際に、死亡給付金が支払われます。運用実績が思わしくない場合でも、死亡給付金に一時払保険料相当額の最低保証があります。

**【変額個人年金保険のご留意事項】**

保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

本商品は、年金額や解約返戻金額が特別勘定資産の運用実績に基づいて変動する仕組みの生命保険(変額個人年金保険)です。

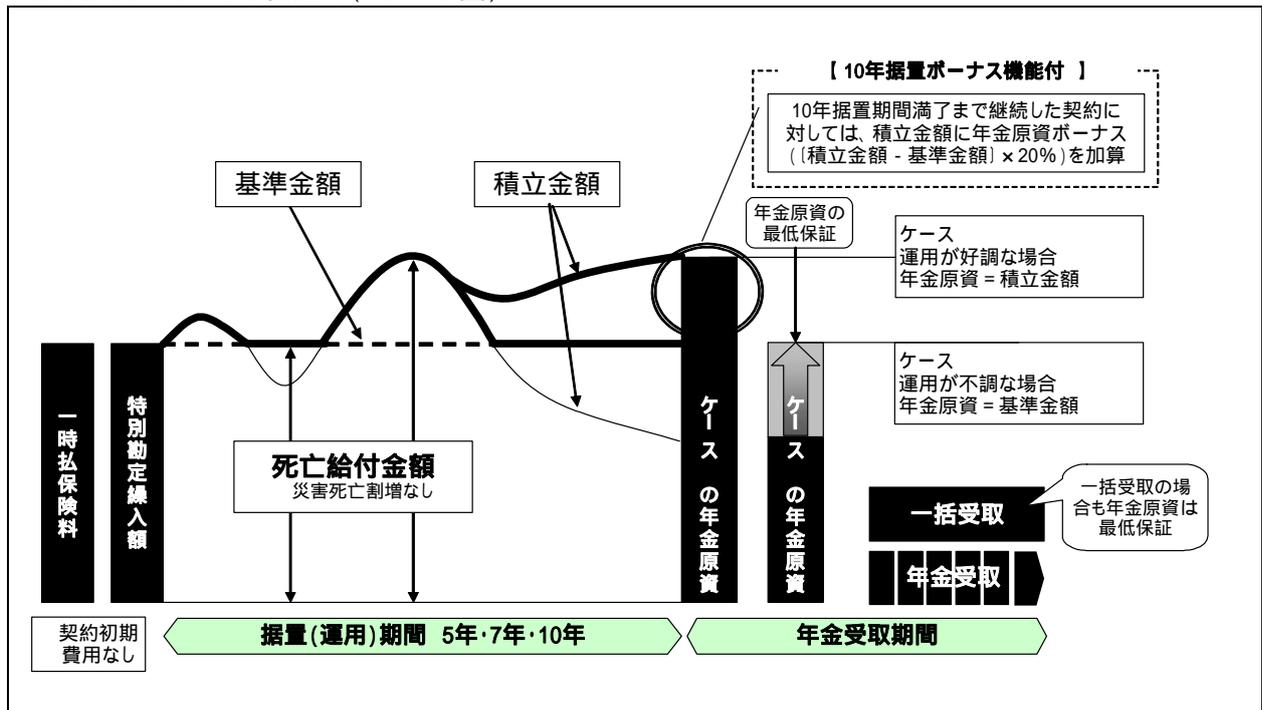
特別勘定(ファンド)の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、不動産投資信託の価格変動リスクなどの投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うことになります。したがって、運用成果によっては、お受け取りになる年金や解約返戻金等の合計額が、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

## 『たのしみライフ』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

契約初期費用はありません。

保険契約関係費、資産運用関係費、保険契約関係費(年金管理費)がかかります。

解約する場合は、契約日からの経過年数に応じて、解約控除がかかります。

据置(運用)期間最短5年で、年金原資として一時払保険料相当額を最低保証します。

## ご契約のお取り扱い

加入年齢(被保険者満年齢)	0歳～80歳(年金の受取方法により契約年齢が異なります)
一時払保険料	最低100万円～最高15億円(1万円単位) (確定年金5・10年の場合。その他の年金種類の場合は300万円以上。)
据置(運用)期間	5年・7年・10年
年金の種類	・確定年金(5・10・15・20・30年) ・年金総額保証付終身年金
特別勘定(ファンド) および運用会社	主な投資対象となる投資信託:三井住友・7資産バランスファンド・VAS 運用会社:三井住友アセットマネジメント株式会社 基本資産配分:国内株式10%、外国株式(為替ヘッジなし)10%、国内公社債45%、外国公社債(為替ヘッジあり)15%、外国公社債(為替ヘッジなし)10%、国内不動産投資信託5%、外国不動産投資信託5%
契約初期費用	かかりません
保険契約関係費(消費税対象外)	・5年据置:積立金額に対し、年率2.40% ・7年据置:積立金額に対し、年率2.10% ・10年据置ボーナス機能付:積立金額に対し、年率1.95%
資産運用関係費( )	投資信託運用資産に対して年率0.1764%(消費税込)
保険契約関係費(年金管理費)	年金年額に対して年率1.0%(2008年12月現在)
解約控除	解約及び一部引出しをする場合、契約日からの経過年数に応じて積立金額に対して最大7.0%の解約控除がかかります。 ・解約時:契約日から1年経過以後に解約する場合、契約時の基準金額(=一時払保険料)の10%に相当する部分には解約控除はかかりません。 ・積立金の一部引出し時:契約日から1年以上経過している場合で、契約日から1年以上経過以後から一部引出し日までの一部引出し累計額が契約時

	の基準金額(=一時払保険料)の10%に達するまでの部分については、解約控除はかかりません。
--	---

資産運用関係費は、特別勘定(ファンド)の資産運用にかかる費用で、投資信託の信託報酬などです。また、上記のほか、信託事務に関する諸費用、有価証券の売買委託手数料等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定(ファンド)がその保有資産から負担するため、お客さまに間接的にご負担いただき、特別勘定(ファンド)のユニット価格に反映されます。なお、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等により、将来変更される場合があります。

**【変額個人年金保険のご留意事項】**

保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

本商品は、年金額や解約返戻金額が特別勘定資産の運用実績に基づいて変動する仕組みの生命保険(変額個人年金保険)です。

特別勘定(ファンド)の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、不動産投資信託の価格変動リスクなどの投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うこととなります。したがって、運用成果によっては、お受け取りになる年金や解約返戻金等の合計額が、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり-定款・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以上